

## 第7章

# 社会治安問題

### はじめに

1997年9月に開催された中国共産党第十五回大会は、「中国の特色をもつ社会主義建設」という「鄧小平理論」のもとで共産党が引き続き「経済建設を中心」とすることを決定した。そしてそのためには「改革・開放」の路線を採り、「社会主義市場経済」を実施することを今後も維持、発展させることを明らかにした（注1）。

今党大会の報告によれば、そもそも「社会主義の根本的任務は社会の生産力の発展である」が、現在なお「社会主義初級段階」にある中国においては、「社会の主要な矛盾」が「人民の日増しに増大する物質的需要と立ち後れた社会生産の間の矛盾」で、この矛盾を解決するためには、経済建設という中心に党や国家のすべての活動を奉仕させなければならない。

当然のことながら「民主の発展と法制の強化、政治と企業の分離、機構の削減、民主監督制度の改善、安定と団結の維持」を「主要な任務」とする政治体制改革は、党の報告によればこの「中心」に奉仕させられる。とりわけて政治体制改革によって維持しなくてはならない「安定と団結」は、経済発展を至上課題とする中国共産党にとっては不可欠の「任務」であるばかりか、党自身も認めるように「党の存亡」にも関わる重大な「任務」なのである。

そこでこの「任務」の重要性を痛感する党は、「安定と団結を擁護する」ために社会治安の改善を求める。それは、「改革・開放の深まりと経済関係の調整に伴い、経済と社会生活におけるさまざまな矛盾には新しい状況と変化が出現しており、そ

のなかでは大衆の切実な利益に関わるいくつかの矛盾が比較的際だって、新たな状況の変化とそれに起因する矛盾が「大衆の切実な利益」を阻害しているばかりか、この状況は「人民大衆の生命・財産の安全と改革・発展・安定に関わる大きな問題」となって立ち現れているからにほかならないからである。

第十五回党大会では「中心任務」として「経済建設」を決議したが、同時にそのための良好な環境作り、すなわち「社会治安環境」の改善についての提起が行われた。本章では、この「社会治安環境」の改善が具体的にいかなる状況のもとで提起されたのかについて「人民大衆の生命・財産の安全」と直接関わる刑事犯罪の最近の動向を見ることによって検討してみたい。

これまで今日の社会治安問題、就中刑事犯罪の動向を検討する上では、とくに中国に関してひとつの統治権力の及ぶ範囲内にのみ限ってそれを行うことで事足りりとしてきた。しかしながら、他の諸活動においてボーダーレス化が叫ばれている今日においては、こうした作業は次第に説得力を減少させているといえる。本章では、このような問題意識に立って地理的広がりについてはなお限界があり、また「中華世界」として歴史的にひとつの価値観を共有して文化的政治的に密接な関係を持つものの、異なった統治権力のもとにあり、あるいはかつてあった地域すなわち台湾・香港・マカオについて初歩的ではあるが各々の地域での刑事犯罪の動向を検討し、中国の動向との比較検討を試みる。そうすることによって中国の治安状況がこれらの地域とどのように相互に影響しあい、あるいはどのような関係を有するのか、あるいはいかなる位置づけができるのかについても新たな視点から考察しようとする。

## 1. 中国における最近の社会治安動向

11月11日、第十五回党大会の提起を受けた公安部は、浙江省杭州において「全国公安機関が第十五回党大会の精神をやりぬく工作会議」を開催した。会議では、公安部長の陶駟駒が「第十五回党大会の精神をまじめにやり抜き、努力して公安工作と公安隊伍の建設の新局面を作り出そう」と題する基調報告を行った。

同報告で第十四回党大会以降における公安部の活動の一般的な状況とその活動を通じて得た主要な経験を総括した陶部長は、社会の安定を持続させるのに公安部が効果的な役割を果たし、「1995年に、全国の刑事案件がピークを迎えた後、翌96年

の全国における刑事案件の総数が初めて下降した。今年はさらに大幅に下がり、全国の大部分の地区の治安状況は改善され、大衆の生活における安全感は明らかに増大した」と、誇らしげに語ったのである（注2）。

しかしながら、この公安部長の報告とは大分趣を異にする事態が、例年通り3月に開催された全国人民代表大会において起こっていた。その事態とは、社会治安問題について重要な職責にある最高法院（最高裁判所）および最高検察院の報告に際してで、これら両院の報告に対して、代表大会に参加した代表から三割以上の批判票が集中したのである。最高検察院に対しては、40.4パーセントと過去最高の数字を記録した（注3）。

批判の中身は、「私情にとらわれて法律を曲げる警察」、「法律を無視する党高官の取り締まりに二の足を踏む司法当局」、「軽微な犯罪に重い判決を下すが、重大事件には軽い判決で済ます警告のある裁判所」さらには「地方保護主義のための不公正に目をつむる裁判官や検察官」など不公正な裁判や取り締まり当局の不正に対するものであった。さらには、取り締まり活動の成果と一向に改善されない現状とのギャップなどに対するもので、代表大会代表の意思表示だとはいえ、一般民意を如実に表現しているものとして差し支えないであろう。

最も批判の集中した検察院の報告によると、刑事案件については、96年一年間で各級検察院によって起訴された刑事犯罪者は前年に比べて27.3パーセントも増加した。さらに「社会治安に深刻な危害を及ぼした犯罪（例えば、殺人、強盗、強姦、婦女子誘拐・人身売買、爆破など）」で処罰されたのは、同様に17.3パーセント増加の多きに達した。そして、犯罪の凶悪化、広域化、大型化、集団化の傾向が顕著であるという（注4）。

こうした数字の増加は、一方では95年の全国人民代表大会でやはり批判票が集中し、それに応えるべく幾度となく繰り返された「嚴打」すなわち全国一斉の集中取り締まりを実施した取り締まり当局の努力の結果だったともいうことができよう。しかしながら、当局のこうした努力を認めつつもなお批判票が増えたのは、十五全大会で党中央が重要課題として提起した社会の「安定」とは依然として程遠いばかりか、却って悪化する社会治安の情勢に対して、それをくい止める具体策を打ち出せない当局のあり方への民意の苛立ちだといえるのではないだろうか。そうだとするならば、上述した公安部長の報告は、いったいどのように解釈したらよいのであろうか。

全国人民代表大会での検察・法院の両院報告では、「社会治安に深刻な危害を及ぼした犯罪」といった突出した項目や検挙・起訴した人数、あるいは裁判所が受理した件数など限られた数値しか例年公表されない。刑事犯罪の全体像ひいては社会治安の実情を知るなら、たとえば、刑事犯罪の発生総件数や発生率など少なくとも台湾・香港・マカオそれにわが国などをはじめとして各国においては公表されている数値を公表すべきである。しかしながら、こう言った数値はほとんど公表されず刑事犯罪の全体像が一般の人々には把握できないのが実情である。そんな中で「今年（97年）はさらに大幅に下がり、全国の大部分の地区の治安状況は改善され、大衆の生活における安全感は明らかに増大した」と「大見得」を切った陶駟駒公安部長ではあったが、社会治安状況にたいする公安部長のこのような断言は、果して人々にたいして説得力を持つのであろうか甚だ疑問であらう。さらには、全国人民代表大会開催中の北京で爆弾テロ事件が発生するという由々しき先例に見舞われた97年の社会の治安状況は、はたして人々の生活に安心感を与えることができる一年であったのかまことに興味深いところである。

すでに述べてきたように、公安（警察）当局は刑事犯罪の発生件数がすでにピークを越えて減少に転じ社会治安の改善が顕著であることから人々の安全感が広がったと断言したものの、一方でこれとはまったく逆に全国人民代表大会では社会治安対策の主要な職責を担う検察・裁判所の報告にたいして代表の批判が過去最高を記録し、なお人々の社会生活における安全感が満足のいくものでないことを露にした。社会治安状況に対する当局のある意味では楽観的というべき論調と、全国人民代表大会の代表といった限界はあるものの人々のそれに対する危機感からくる不満との間の乖離は、いかなる現実から生じるものなのであろうか。

表1は、この十年間における刑事犯罪の動向を各級裁判所で受理した一審の刑事案件と刑事犯罪発生率（人口十万人あたりの発生件数）を表したものである。

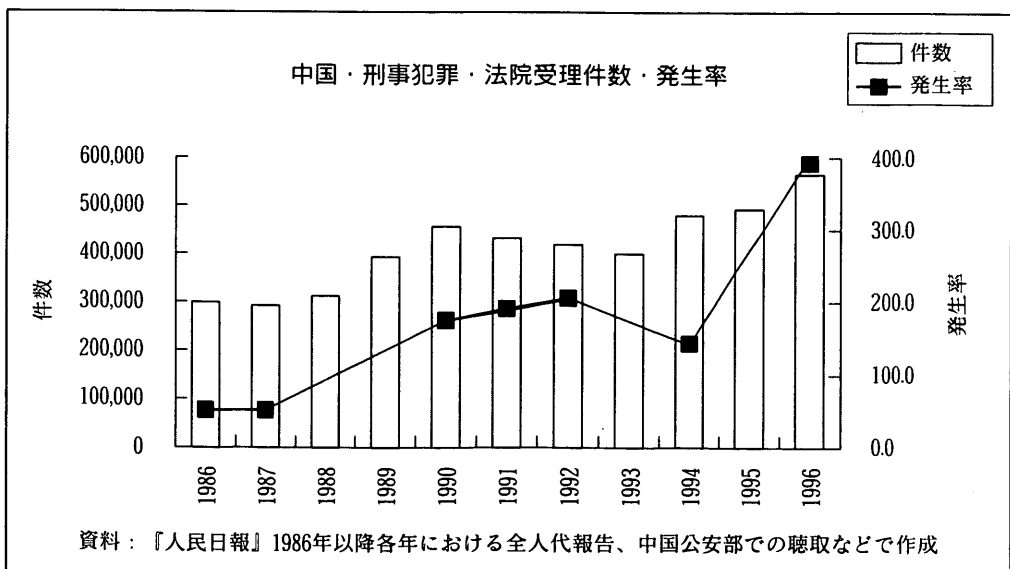
表1では、刑事犯罪の発生率は毎年数値が公表されているわけではないのでその実態の推移が正確には把握できない。1986年、87年および90年から92年と94年については当局の公表数字である。96年の発生率は、香港の雑誌『争鳴』（1997年4月号）から筆者が算出したものである。

刑事案件について裁判所での受理件数をみると、90年をピークにして93年まで減少したが94年には件数で90年を越えその後再び増加し、96年では過去最高の受理件数を記録した。発生率では、86年と87年では52であったのが、90年には

176.7と三倍以上に増加し92年には200を越えた。94年には142にまで減少したが、96年には400近くまで激増しているのである。これらの数字を検討すると、幾分の波はあるものの数値は全体として増加しており、とくに発生率は判明している数値だけで見ると八倍近くにも増えていることが分かる。

この両者に数値についてみてみると、裁判所での受理件数は、86年が29万8000件余であったのが96年には57万2000件余と二倍弱にしか増えていないのに、刑事犯罪発生率が八倍近くも増えているのである。全国人民代表大会における最高人民法院と最高検察院の両報告にたいする批判が最も多かったことの理由がこのあたりにあるのであろう。公安部長は、「1995年に、全国の刑事案件がピークを迎えた後、翌96年の全国における刑事案件の総数が初めて下降した」と述べた。しかし、刑事犯罪の増加とそれによって生来する社会治安の悪化に対して、数値をみるかぎりでも明らかなように取り締まり当局が充分に対応していないのではないかという不満が少なくとも代表大会の代表の批判票の多さに表れているといえよう。加えて取り締まり当局のさまざまな腐敗は、人々の不満に拍車をかける。公安部長は、刑事案件の発生が減少したことで人々の安心感が増大したと述べた。しかしながら、果してそう言い切れるのか、これまで見てきた数値から判断してして甚だ疑問といわざるをえないのである。

表1 中国における最近の刑事犯罪の動向



## 2. 香港・マカオ、台湾における最近の社会治安の動向

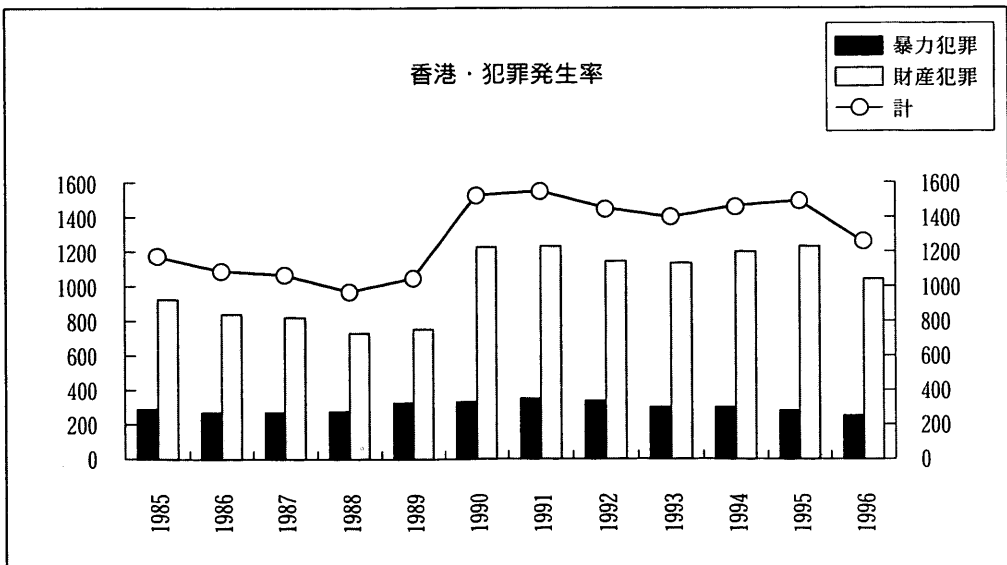
### 2-1. 香港およびマカオの動向

香港の刑事犯罪発生件数およびその発生率について、1986年から96年までの動向をあらわしたものが表2である（注5）。

香港社会の急激な変動は、1949年の中華人民共和国建国以来急激な人口増によって戦後最初のピークを迎えたが、とくに60年代は工業化の波によってさらに急激に変動し今日に至っている。この時期のある年には、中学校への入学者数が425パーセント、工場従業員の年収が20倍にも増加したが、反面失業率は僅かに3パーセントに止まった。しかしながら、こうした人口増や工業化の進展という社会変動は、社会の豊かさを招いたばかりでなく強盗や暴行といった暴力犯罪がそれぞれ3,116パーセント増と722パーセント増、さらには未成年の逮捕者が500パーセント増といったような最悪の社会治安情勢をも伴っていたのであった（注6）。

表2によれば、90年に犯罪発生率が急激な増加をみせているが、増加原因の主要なものは武装強盗の増加（前年比1,577件増）と自動車窃盗の急増（前年比44.6パーセント増）であった。こうした香港の犯罪が中国との関係において以前にはみられないほど深く密接にかかわり合ってきた。それは、盗まれた自動車が大量に中

表2 香港における最近の刑事犯罪の動向



国に渡り、武装強盗団が中国の広東省から来て仕事を終えると中国領内に引き揚げる事が度々起きたことが証左であり、さらには中国からの不法入国者が急激に増加したことなどもそのひとつの背景となろう。

こうした中国と深い繋がりのある犯罪も香港当局の努力と中国当局との連携によって次第に鎮静化の方向にある。96年の犯罪発生率は、1252.6と90年代に入ってから最低の率を記録したことがその証となろうか。

さて、香港の刑事犯罪の動向にみる社会治安の動向は、上述したようにとくに最近においては中国における治安動向とまったく無関係に推移するのではなく、ある程度の影響を被ることは否定できない。7月の香港返還以降の動向についてはなお明らかではないが、犯罪が急激な都市化や工業化のもとでその変化に伴って正比例し、社会治安もそれにつれて悪化したことは60年代の香港社会が経験したことであった。中国が70年代末以降の「改革・開放」路線を採ることで急速な経済発展を遂げるなかで、経済的政治的に密接な関係を急速に構築してきた香港は、以前にも増して経済発展を遂げた。とくに中国との関係でいうなら、90年以降の香港における社会治安の悪化は、香港自身の状況に加えて中国社会の経済発展がもたらした社会の流動化の影響をもろに受けたことによるのであろうことは容易に想像できるところである。すでにみてきたように、香港の経験に則していうならば中国における社会治安の悪化は、その主要な要因が中国自身の経済発展によることであることは明らかであって、香港の状況はかかる中国の変化に伴ってその影響のもとにあるといわざるをえないのである。

ただ、96年における犯罪の発生率の低下は、当局の努力の成果でもあるといえるが、そのひとつの要因として香港経済の成長率の鈍化（GDPは、95年が2.7パーセント、96年が2.2パーセント増と衰微）すなわち経済成長率の低下による社会の「安定」がもたらした結果に帰結するのであろう。しかしながら、返還以降さまざまな分野で「中国化」が顕著となってきた香港において、中国における治安悪化の影響はもはやこれまでのように香港自身の状況によってある程度コントロールできるとはだれも保証できるものではなく、直接的に香港の社会治安の動向に反映する。このことは、香港に隣接するマカオの状況が如実に表しているといえよう。

マカオは、香港に隣接する人口40万あまりのポルトガルの植民地でカジノなど観光業を主要な産業とする静かな土地である。香港と同様に99年には中国に返還される予定である。ところが、カジノの利権などをめぐって犯罪組織が白昼堂々と

抗争を繰り広げ、本来「静かな土地」であったマカオがにわかに騒然としてきた。

このような状況にたいして返還を前にした中国当局は、マカオ当局に治安対策の強化を再三申し入れたのである（注7）。

中国当局のこの申し入れに対してマカオ当局は、抗争当事者の犯罪組織については中国当局にも取り締まりの責任があるとしてさほど積極的な対応をしなかったという。

ところで、中国当局がこのような申し入れをしなくてはならない背景となったマカオの治安状況はどのようなものなのであろうか。以下に掲げる表は、最近のマカオの状況を簡潔に示すものである。

表3は、1993年から僅か3年間の動向を表にしたものに過ぎない。この表だけからではマカオの治安状況を検討することは、資料の制約があるとはいえ当然のことながら満足のいくものではない。しかしながら、単純とはいえ却って最近の状況を端的に表しているといえる。それは、この表から少なくとも次のようなことが読み取れるからである。同時期の香港に比べて犯罪発生率の伸びが急激であること、94年以降には香港に比べて発生率が高くなったこと、犯罪の種類でみると暴力犯罪については香港では減少しているにもかかわらず逆にマカオでは増加し、上述したように組織犯罪による凶悪犯罪増加の裏付けとなっていることである。

このような犯罪状況について、マカオ当局は中国から犯罪者および犯罪組織が大量に流入した結果犯罪が増加したと表明している。そして、マカオ当局が中国当局の責任に言及する根拠となっているのである。

マカオの経済状況は、GDPの伸びが93年の13.3パーセントから95年の12.9パーセントと高い伸びを見せ、失業率は同時期2.1から3.6パーセントと比較的安定している。マカオは、まさしく中国と同様に高い経済の成長率を誇っているのである。

表3 マカオにおける最近の刑事犯罪の動向

	発生件数	暴力犯罪	その他	犯罪発生率
1993年	5,322	1,037	3,401	1,346.3
1994年	5,966	1,111	3,744	1,453.3
1995年	7,181	1,365	4,618	1,692.0

資料：Macau in Figures <http://dsec.ctm.net> より作成



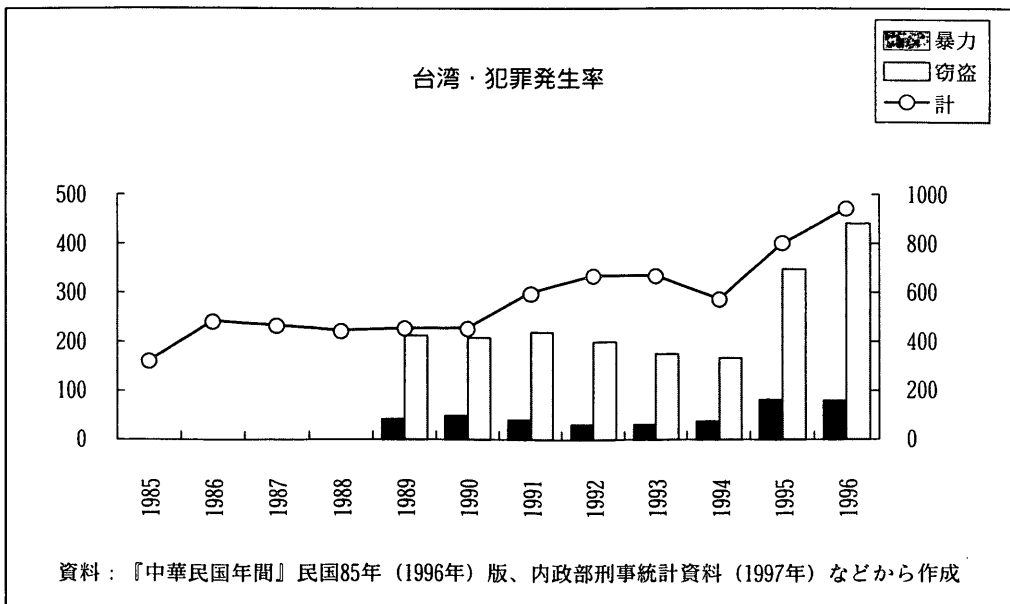
失業率が徐々にではあるが悪化しているとはいえ、この点に注目すると、犯罪発生率の増加はこれらを要因としている。そうだとすると、マカオ当局が中国当局の責任を追求したときの根拠がにわかに重みを増してくるのである。当然のことながらマカオ当局の「無為無策」の責任は免れないものの、同じような経済成長を遂げる中国の治安状況悪化の影響をモロに被った結果にはほかならないといえよう。

## 2-2. 台湾の動向

台湾と中国との関係には、中国の対外開放路線への転換もさることながら、1987年に実行された台湾の戒厳令解除によって新たな関係がもたらされた。台湾は戒厳令解除以降もなお「三不通」政策を改めていないが、実質的には台湾と大陸との間のさまざまな交流は解禁されたといっても過言ではなく、人や物の交流は年々盛んとなっている。とくに台湾の対岸で歴史的文化的に太い絆のある福建省を足掛かりに台湾から大陸への直接投資は急増しているのである。

台湾は、80年代以降急速に経済発展し、それにつれて政治的民主化が進展してかつての国民党一党独裁の政治は、現在では総統の直接選挙などでみられるように複数政党の存在が認められている。台湾における経済発展や民主化の進展は、「台湾の奇跡」とよばれこれまでアジア経済の牽引的存在として重きをなしてきた。さ

表4 台湾における最近の刑事犯罪の動向



らに、最近ではかつて同じように経済発展した韓国や香港などの経済がかつての面影もないほどに凋落しているなかでなお好調を伝えられるのは、その経済政策の堅さや経済構造の良さによるといわれている。

さて、政治的経済的に大きく変化した台湾における社会とくに社会の治安状況はどのように変化し、さらに今日どのような状況にあるのかを以下で検討してみよう。

表4は、上述した中国や香港と同じ時期に限定したもので、刑事犯罪の動向を発生率の推移で表したものである。

台湾の刑事犯罪の発生率は、1985年以降概して増加傾向にある。96年は941.1で85年が317.3であるから3倍以上の発生率となっている。著しい経済発展を遂げる台湾においては、香港の例でみられるように当然のことながらこのような犯罪の増加を伴っているのである。

グラフをもう少し詳しく検討すると、90年は85年の1.4倍であるのに96年は90年の2倍も発生率が増加していることから、中国と同様に90年代以降の増加率がそれ以前の増加率に比べて著しく多いこと、さらに香港とは逆に94年以降急激に発生率が増加していること、また減少から増加に転ずるところが二カ所あり、中国や香港における動向と共通する現象で、時期的にも大体似通っていることなどが見て取れよう。

90年代以降の台湾における犯罪の増加は、主要な要因のひとつとして大陸からの流入者の増加に求める向きもある。事実、戒厳令解除以後急激に大陸からの密航者が増えているという事実はある。香港のように中国の当局と密接な連携のもとにこれら不法入国者の摘発および犯罪者の取り締まりが行われているわけではないので、かかる議論も説得的ではあろう。また、国民党一党独裁が崩壊し多党化現象の真っ直中、急速に民主化の進展する台湾では、こうした政治的原因によって社会の流動化が促され、社会治安の悪化を招いていることも見逃してはならないであろう。しかしながら、「台湾の奇跡」と呼ばれる経済発展を現出させた台湾においては、なお詳細なる検討の余地はあるものの、大まかにいってこれまで見てきたように中国や香港と同様にその社会治安動向は経済動向如何によって決まるといえよう。

おわりに

今や経済の活動、すなわち都市化や工業化あるいは経済発展は一国や一地域の枠

を越えて広がり、その動向はあたかもこれらの地域にそれぞれ異なる統治権力が無く、ために何の制約も受けないかのような動きをみせる。もし社会治安の動向が、こうした経済活動の影響のもとにあつて密接に連動するとするなら、当然のことながら社会治安の問題はもはやひとつの地域や国家の枠組みを越えて考慮しなければならぬ。

第十五回党大会で、さらなる経済発展を求めることにした中国は、社会治安の問題について経済発展については先行する香港や台湾の経験に学ばなければならぬ。しかし、その経験は、経済発展には必然的に治安の悪化が伴うという厳しい現実にはかならない。さらには、経済同様に今や国家あるいは地域といった個別の権力の枠組みを越える存在でもあることにたいして厳しく認識しなくてはならぬのである。

翻つて、台湾や香港あるいはマカオといった中国と密接な関係にある地域もまた同様に中国の動向を注視しなくてはならないといえる。

(注)

- (1) 江沢民「高举鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主義事業全面推向二十一世紀」『人民日報』1997年9月22日。
- (2) 「努力開創公安工作和公安隊伍建設新局面」『人民公安報』1997年11月13日。
- (3) 「関于『両院』工作報告的審議意見」『人民日報』1997年3月13日。
- (4) 「最高人民検察院工作報告」および「最高人民法院工作報告」『人民日報』1997年3月21日。
- (5) 香港政庁編 Hong Kong (Annual Report) 1991,1993. 『香港1997』および Traver, H. and Vagg, J. eds., Crime And Justice in Hong Kong. Oxford University Press, 1993. などから作成。
- (6) Crime And Justice in Hong Kong, pp.10-11.
- (7) 「治安急劇悪化、中葡各有説法」『九十年代』1997年1月号。

(徳岡 仁)